

(令和5年度補正) 地域少子化対策重点推進交付金 実施計画書 (市町村分) 個票

自治体名 東御市 (都道府県: 長野県)  
本事業の担当部局名 子ども家庭支援課 子ども政策係

事業メニュー	結婚新生活支援事業				
区分	結婚新生活支援				
関連事業メニュー	4.1 新規に婚姻した世帯に対する住宅取得費用又は住宅賃借費用に係る支援及び引越費用等に係る支援(一般コース)				
個別事業名	東御市結婚新生活支援事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	継続		
実施期間	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日	事業開始年度	平成 28 年度		
対象経費支出予定額 ※(注)1	2,100,000 3,600,000		円		
自治体における少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>(これまでの少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題)※全事業共通 東御市の人口動態によると平成17年をピークに人口が減少に転じており、それ以降の調査は緩やかな減少傾向が続いている。 また、生涯未婚率の増加、合計特殊出生率の減少により今後も減少傾向が続いていくと予測される。</p> <p>(当年度の少子化対策の全体像及びその中で本個別事業の位置付け) ＜当年度の少子化対策の全体像＞※全事業共通 本市では、平成28年度より交付金の結婚新生活支援事業を活用し結婚の希望を叶える取組を行っている。 しかし、依然として経済的理由により結婚に不安を抱える若者は結婚に踏み込めないケースが多いと考えられることから当事業を継続的に進めることにより、少子化対策を推進する。 ＜本個別事業の位置付け＞ 令和2年3月に策定の「東御市まち・ひと・しごと創生第2期総合戦略」により出生率を高め、若者流出に歯止めをかけ、定住者を誘うことで人口減少の克服と活力のある地域社会を実現させるため、基本目標Ⅲ「若い世代の結婚・出産・子育ての希望を叶かなえる」において以下の施策を重点的に推進することとした。 施策① 出会いの場の創出 施策② 出産・子育て支援の充実 本事業については施策②に位置づけられる。</p>				
個別事業の内容 ※(注)3	<b>1. 概要</b>				
	<b>【補助対象要件】</b>				
	・所得要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦の合計所得が500万円未満	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	・年齢要件	<input checked="" type="checkbox"/>	夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	<b>【補助上限額】</b>				
	29歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が60万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	39歳以下の場合	<input checked="" type="checkbox"/>	各費用に係る合計が30万円	<input type="checkbox"/> 自治体独自基準の場合	
	<b>【対象費目】</b>				
	<input checked="" type="checkbox"/>	家賃	<input checked="" type="checkbox"/>	住宅購入費用	
	<input checked="" type="checkbox"/>	リフォーム費用	<input checked="" type="checkbox"/>	引越費用	
<b>【継続補助】</b>					
継続補助規定の有無 <input type="checkbox"/> 有					
<b>【その他独自要件】</b>					
<b>2. 申請見込</b>					
①新規世帯見込		7 世帯	②継続世帯見込	0 世帯	
上記のうち		ともに29歳以下	5 世帯		
		その他	2 世帯		
<b>【世帯数積算根拠】</b>					
29歳以下: 2 世帯(申請見込) × 60万円(補助上限額) = 1,200,000円					
3,000,000円					
上記以外: 2 世帯(申請見込) × 30万円(補助上限額) = 2,400,000円					
600,000円					
・過去の実施状況及び現在の実施状況を鑑み、対象世帯数及びその世帯別の件数内訳を算出した。令和4年度の実施状況(29歳以下0件、それ以外3件)					
令和5年度の実施状況(29歳以下1件、それ以外4件)・新婚世帯からの申請状況によって、追加の応募及び予算措置を検討する。					
<b>【金積算根拠】</b>					
<上限額>		<積算>			
(29歳以下)	5 世帯 × 600,000 円 =	3,000,000 円	左記上限額のとおり		
(その他)	2 世帯 × 300,000 円 =	600,000 円			
	(継続補助)	0 円			
	合計	3,600,000 円			
<b>3. 広報の実施予定</b>					
婚姻届提出窓口、東御市商工会及び東御市社会福祉協議会結婚相談窓口にてチラシを配布、東御市HPに掲載。					
少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4 ※全事業共通	KPI項目		単位	目標値	現状値
	合計特殊出生率		%	1.71	1.39
	18歳未満の子どもを育てている世帯数		世帯	2663	2663
参考指標 ※(注)5 ※全事業共通	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率			1.39	
	婚姻件数		件	93	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	項目				
	(アウトプット)				
	1	支給世帯実績/申請見込世帯数の割合	%	100	50
	(アウトカム)				
1	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「本事業の認知度」	%	100	75	
2	結婚新生活支援事業に関するアンケートにおける「地域に支援されていると感じた世帯の割合」	%	100	100	
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)7	長野県公共施設等でのチラシの設置を行うとともに、県HPでの広報を行う。				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的方法 ※(注)8	東御市商工会及び東御市社会福祉協議会結婚相談窓口でのチラシ設置及び配布を依頼する。				